

○内閣府
財務省 令第
号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百六十五条の三第二項の規定に基づき、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後
		(機構へ加入する手続)
	第二条の二　法第二百六十五條の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を入れしようとする機構に提出しなければならない。	第二条の二　〔同上〕
	〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕
備考　表中の「」の記載は注記である。	<p>三　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等（法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあっては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者にあっては取締役及び執行役）の氏名（日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二　会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあっては、会計参与の氏名（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名）</p>	<p>三　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあっては取締役及び執行役）の氏名（日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二　会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。）にあっては、会計参与の氏名（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名）</p>
	2 〔四・六 略〕	2 〔四・六 同上〕
		改 正 前

附 則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。